



「木村情報技術株式会社」の取組内容

所在地 : 佐賀市

業種 : 情報サービス業

労働者数 : 422人 (うち女性188人) ※令和3年10月現在

時間外労働の算定基礎となる事業年度 : 平成30年11月～令和3年6月

認定日 : 令和4年2月18日

【計画期間】

平成30年11月～令和3年6月

【主な特徴及び取組内容】

○ 1期目は平成27年9月30日認定、2期目は令和元年9月18日認定、今回は3回目の認定となる。

○ 目標1 : 男性社員の育児休業等取得率を13%以上とする。

『達成状況』

従来の育児に関する休暇制度を見直し、育児・介護に利用できる休暇制度を創設し、男性が育児に関する休暇を取得しやすい環境を整備した。また、配偶者の出産に合わせて、利用できる制度等についてメールを送信し、育児目的休暇の取得を促した。

その結果、育児休業取得率は、62.5%になった。

○ 目標2 : 女性社員のキャリア形成を支援するための制度の見直し。

『達成状況』

従来の両立支援制度に子の看護特別休暇制度を導入して両立支援制度の充実を図った。また、在宅勤務規程について、仕事と家庭の両立支援の観点から従来の規定を見直し、改定を行った。

○ 目標3 : 有給休暇取得率を60%以上とする。

『達成状況』

盆休み前や年末年始休暇の前に、長期休暇につながる有給休暇取得を促すメールを労働者に送信し、有給休暇の取得促進を行った。

その結果、年次有給休暇取得率は、62%になった。

佐賀県初！

木村情報技術株式会社をくるみんプラス認定！！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、男女ともに子育て及び不妊治療をしやすい職場環境を整備するための取組を行った企業として、**木村情報技術株式会社（佐賀市）**を「基準適合事業主」として認定しました。

くるみん認定を3回受けており、不妊治療と仕事との両立をサポートする制度も設けている企業です。くるみんプラス認定は**佐賀県初**です！！

※ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。

◇佐賀労働局内にて、認定通知書交付式を行いました。（令和6年1月15日）



くるみんプラス認定通知書交付式の様子
（左から木村情報技術株式会社橋本氏、管理本部人事課
課長代理西地氏、重河佐賀労働局長）

◇認定企業の紹介

木村情報技術株式会社 代表者：木村 隆夫
所在地：佐賀市
労働者数：399名（男性235名、女性164名）

◇代表者のメッセージ

木村情報技術は“always new idea.”をモットーに、Web講演会運営・配信サービスや人工知能（AI）サービス、ChatGPTを活用したサービスなど、世の中に喜ばれる新しいソリューションを常に展開してきました。弊社では「社員第一主義」をかかげ、社員がライフステージの変化に左右されず長く働き続けられるよう、臨機応変に制度を新設・改善しています。これからも、社員が働きやすい職場づくりを推進してまいります。

◇主な取組内容

◇不妊治療について、不妊治療休暇や不妊治療のための所定外労働時間を制限する制度を設け、研修で代表者による発信・周知を行った。また、朝礼でも労働者に制度内容について説明し、加えて制度が利用しやすい環境を整備していることも伝えた。研修では、社内イントラネットを用いてオンラインで説明動画を受講させることにより、不妊治療の概要、制度利用にあたってプライバシーへの配慮を行っている等、会社全体として不妊治療と仕事の両立支援を行っていることを学習させた後、理解度テストを行うことで労働者自身に改めて理解させた。

◇異性の上司である場合、制度利用の申出を行うことをためらうところ、上司には直接的な理由を伝えず休むことのみを伝え、不妊治療に関する制度利用については、相談窓口である同性の労務担当者に連絡すればよい、というプライバシーへの配慮を行っており、性別に関係なく安心して相談できる体制が整備されている。

◇労働者からは、「手厚いサポートがあって助かる」「不妊治療制度を利用する場合に取得しやすい環境である」等の前向きな声が上がっている。

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみんプラス認定」を受けるには？

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした上で、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組み一定の要件を満たした場合に、申請を行うことにより子育てサポート企業であることにプラスして**不妊治療と仕事との両立をサポートする企業**として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、次世代認定マーク「くるみんプラス」を自社商品や広告などに使用することができ、子育てをサポートしている企業であることにプラスして、不妊治療と仕事との両立をサポートする企業として対外的にアピールすることができます。



お問い合わせ先 佐賀労働局雇用環境・均等室

☎0952-32-7218